

役員報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の役員報酬の支給に関し、定款第26条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、固定報酬と比例報酬の二種とする。
2 外部理事及び外部監事の報酬は、比例報酬のみとする。
3 役員には、賞与、退職金は支給しない。

(役員の報酬額)

第3条 理事の固定報酬額は、別表の額を上限とし理事会の決議により定める。
2 監事の固定報酬額は、別表の額を上限とし総会の決議により定める。
3 比例報酬は、別に定める「役員事務処理規則」のとおりとする。

(役員報酬の支給)

第4条 報酬は、毎月25日に銀行振込みで支給する。

(期間計算)

第5条 固定報酬は毎月21日から翌月の20日までを1月として計算する。
2 役員が就任又は退任した時期が前項で定める1月の中途であった場合の固定報酬は、退任した日が当該月の5日以前であったとき又は就任した日が6日以降であったときは、第3条第1項及び第2項に定める固定報酬の半額とする。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改定又は廃止は、理事会の決議によるものとする。ただし、第2条及び第3条の改正または廃止は、社員総会の決議によるものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別 表

役 職 名	報 酬 月 額
理 事 長	6 0, 0 0 0 円以内
副 理 事 長	2 0, 0 0 0 円以内
常 任 理 事	1 5, 0 0 0 円以内
理 事	1 5, 0 0 0 円以内
監 事	5, 0 0 0 円以内